

崇城大学大学院薬学研究科 履修規程

(目的)

第 1 条 この規程は、崇城大学大学院学則（以下「学則」という。）第 9 条に基づき、薬学研究科の履修方法について定めることを目的とする。

(教育の方法)

第 2 条 薬学研究科の教育は、授業科目の授業および学位論文の作成等に対する指導により行う。

(履修の方法)

第 3 条 履修は、学則別表に基づいて作成される授業時間割表に従って、次のように履修するものとする。

- (1) 学則別表に掲げる授業科目のうち、所属する講座の科目ならびに実習、共通科目、演習科目を含め、30 単位以上履修しなければならない。
- (2) 所属する講座の指導教員により、履修する科目の選択ならびに学位論文の作成について指導を受けるものとする。
- (3) 指導教員が必要と認める時は、他の専攻または学部の課程による指定された授業科目を履修することができる。
- (4) 前項により修得した単位は、10 単位を限度として課程修了の要件となる単位として取り扱うことができる。
- (5) 既に履修し、単位を付与された科目について再履修することはできない。

2 指導教員が教育上有益と認めるときは、本研究科の承認を得て、他の大学院または研究所等との協議に基づき、学生が当該大学院等において必要な研究指導を受けることができる。
ただし、研究指導を受ける期間は 1 年を超えないものとする。

3 学則第 10 条の 2 に定められた教育上特別の必要があると認められる（社会人が在職のまま入学する等）場合においては、指導教員が適宜、学則別表に基づき作成した履修指導計画書等に従い、必要な授業及び研究指導を受けることができる。

(履修の申請)

- 第 4 条 履修の申請は、学期の始めの所定の期限内に、履修登録システムに登録することにより行う。
- 2 正当な理由がなく、所定期間内に履修登録を行わない者は、履修を許可しない。
 - 3 履修登録システムでの登録完了をもって受講を許可したものとするが、受講者多数の場合には、制限することがある。

(授業科目の履修の認定)

- 第 5 条 授業科目を履修した者には、学力試験（以下「試験」という。）および出席状況その他によって履修の認定を行う。
- 2 授業科目の成績は、秀、優、良、可、不可の評語をもって表し、秀、優、良、可を合格、不可を不合格とする。
 - 3 合格した授業科目については、所定の単位を与える。

(試験)

- 第 6 条 試験は、授業科目の筆記試験、口答試験または研究報告とし、授業科目の終了する学期末または学年末に行う。
- 2 学生が、病気、忌引、事故等（公の証明を要す。）のため、試験を受けることができなかつた場合には、願い出により追試験を行うことがある。
 - 3 学生は、不合格となった授業科目については、担当教員の判断により再試験を受けることができる。

(学位論文の提出)

- 第 7 条 学生は、学位論文の審査を受けようとするときは、主たる指導教員の承認を得て、崇城大学学位規則（以下「学位規則」という。）による所定の書類を研究科委員会が指定した期日までに提出しなければならない。

(最終試験)

- 第 8 条 最終試験は、第 3 条に規定する履修すべき授業科目の単位を修得し、かつ、学位論文を提出した者について行う。

(学位論文の審査および最終試験の方法)

- 第 9 条 研究科委員会は、学位規則の定めるところにより審査委員

を定めて、学位論文の審査および最終試験を行わせるものとする。

ただし、学位規則第3条3項および4項の規定による者に対する審査委員は、博士課程の指導教授の中より選任する。

2 最終試験は、学位論文を中心とし、これに関連のある科目について、筆記または口答試験により行う。

3 研究科委員会は、審査委員の報告に基づいて、学位論文および最終試験の可否を決定する。

(課程修了の要件)

第10条 修了の要件は、当該課程に4年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査および最終試験に合格することとする。

(学位の授与)

第11条 薬学研究科の博士課程を修了した者には、学位規則の定めるところにより、博士(薬学)の学位を授与する。

附 則

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

2 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

3 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

4 この規程は、平成30年4月1日から施行する。